

県北広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年3月8日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸九戸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市石切所字中曽根7番地先から14番3地先まで	新	m 66.8～35.9	m 87.0
	旧	41.0～35.9	87.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成23年3月8日から同年4月8日まで